亀山市告示第34号

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の一部を改正する告示 を次のように定める。

平成31年3月27日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の一部を改正する 告示

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱(平成17年亀山市告示第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「(以下「飼い主のいない猫」という。)」 及び「、当該飼い主のいない猫を捕獲した地区の自治会の確認及び 承諾を得て、」を削る。

第5条の表避妊手術の部犬の項中「3,000円」を「1,500円」に改め、同部猫の項中「2,000円」を「2,500円」に改め、同表去勢手術の部犬の項中「1,500円」を「1,000円」に改める。

第6条中「書類」の次に「その他必要な書類」を、「添えて、」 の次に「当該避妊手術又は去勢手術を受けた日から起算して90日 を経過する日若しくは」を、「末日」の次に「いずれか早い日」を 加える。

別記様式を次のように改める。

犬猫の避妊等手術費助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

〒 -

請求者 住 所 (ふりがな)

氏 名

ŒIJ

電話番号 ()

私は、 年 月 日に (犬・猫) の (避妊手術・去勢手術) をしましたので、下記 助成金を交付されるよう請求します。

記

- 1 交付請求額 金 円也
- 2 避妊手術又は去勢手術を受けた犬又は猫

種 別	性別	年 齢	登 録 番 号	注 射 番 号

※確認事項 犬については、必ず登録番号及び狂犬病予防注射番号を記入してください。

3 助成金振込先

	銀行			
金融機関名	農協	支店	預金の種類	普通 • 当座
	信用・労働金庫	出張所		
(ふりがな)			口座番号	
口座名義人				

4 添付書類

- (1) 避妊手術又は去勢手術を受けたことを証明する書類
- (2) 所有者のいない猫に関する確認書(所有者のいない猫に避妊手術又は去勢手術を受けさせたものに限る。)
- (3) 市外から新たに転入した者のうち、市長が必要と認めた者にあっては、前年度の市町村民税を納税したことを証明する書類

	√/ -	-
同		- 1

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱第4条第2項の規定の施行に必要な限度において、 市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

申請者

(EJ)

(生年月日

年 月 日)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付 要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付する犬猫の避妊等 手術費助成金から適用し、同日前にこの告示による改正前の亀山 市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の規定により交付した犬猫 の避妊等手術費助成金については、なお従前の例による。